⑷　二次審査

ア　一次審査により指名された者のうち、下記４⑸の期間内に以下の項目の施工計画を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。

評価項目

㋐　トンネルの長期耐久性と品質の向上を図ることを目的とした施工計画

㋑　近隣トンネルに配慮した施工計画

㋒　その他

イ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

ウ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号　北海道開発局函館開発建設部契約課上席契約専門官　要田　　仁　電話0138―42―7526

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付日時　平成27年７月31日から平成27年10月20日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である13時00分）まで。

イ　交付方法　書面による交付又は郵送等（着払い）による交付を行う。交付を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　一次審査に関する申請書等を提出できる者の範囲　平成27年７月３日において上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者又は特定建設工事共同企業体とする。

⑷　一次審査に関する申請書等の提出期間、場所及び方法　平成27年８月14日12時00分までに、上記４⑴へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　二次審査に関する書面及び見積書の提出期間、場所及び方法　平成27年９月14日12時00分までに、上記４⑴へ、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成27年８月26日から平成27年10月20日まで（利付国債の提供の場合は平成27年10月５日まで）〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号　北海道開発局函館開発建設部契約課入札スタッフ　電話0138―42―7526　持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア　紙により持参する場合の提出期限は、平成27年10月20日13時00分。提出先は、北海道開発局函館開発建設部契約課上席契約専門官。

イ　郵送又は託送による入札の受領期限は、平成27年10月20日13時00分。郵送又は託送先は、北海道開発局函館開発建設部契約課上席契約専門官。

開札は、平成27年10月23日９時15分　北海道開発局函館開発建設部入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行函館支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局函館開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局函館開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行函館支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局函館開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局函館開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑹　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　資料のヒアリングを行う。

⑾　提出された見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。

⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　二次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否については、一次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否と併せて通知する。

なお、通知において、技術提案に基づく施工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加　上記４⑶に該当する者は、現に２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合であっても、上記４⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、指名されていなければならない。

当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け北海道開発局長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局函館開発建設部契約課（〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号　電話0138―42―7526）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒃　受注者の責めにより、提出された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⒄　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⒅　詳細は入札説明書による。